広島県教育委員会会議録

令 和 ８ 年 ７ 月 １ ０ 日

広 島 県 教 育 委 員 会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和８年７月10日（金）　13：00開会
14：54閉会

１　出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	小田原	希美
	河田	一実

２　出席職員

教育次長	江原	透
管理部長	糸﨑	誠二
学びの変革推進部長	小野	裕之
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	蓮浦	顕達
総務課長	永井	匠
秘書広報室長	松田	公志
文化財課長	倉本	亨宏
教育改革課長	山内	領二
義務教育指導課長	長尾	佳和
部活動改革推進室長	好満	修

審議案件一覧

第１号議案	令和８年度メイプル賞（第１回）の受賞者について
第２号議案	広島県博物館協議会の委員の任命について
報告・協議１	竹原高等学校と忠海高等学校を統合して設置する高等学校に係る実施計画について
報告・協議２	向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について
報告・協議３	「広島県部活動改革推進計画」の策定について

公　開　審　議　案　件

			頁
日程第１	会議録署名者について		1
日程第２	報告・協議１	竹原高等学校と忠海高等学校を統合して設置する高等学校に係る実施計画について	1
日程第３	報告・協議２	向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について	7
日程第４	報告・協議３	「広島県部活動改革推進計画」の策定について	10

篠田教育長：　それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。会議録署名者として、細川委員、河田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりになります。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員：　第１号議案は、表彰者の選考に関する案件であり、第２号議案は、委員の選任に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思います。

篠田教育長：　ほかに御意見はありませんでしょうか。

（　な　　し　）

篠田教育長：　それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第１号議案及び第２号議案について、公開しないで審議することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（　全員挙手　）

篠田教育長：　全員賛成と認めます。
したがいまして、本日の議題は、第１号議案及び第２号議案を公開しないで審議することといたします。

報告・協議１　竹原高等学校と忠海高等学校を統合して設置する高等学校に係る実施計画について

篠田教育長：　それでは、報告・協議１、竹原高等学校と忠海高等学校を統合して設置する高等学校に係る実施計画につきまして、山内教育改革課長、説明をお願いします。

山内教育改革課長：　竹原高等学校と忠海高等学校を統合して設置する高等学校に係る実施計画について御説明いたします。
資料の内容に入ります前に、竹原高等学校の状況について口頭で補足させていただきます。
この度、竹原高等学校は、国が進める高等学校の教育改革を促進する事業におきまして、本県の改革を先導する学校の一つとして採択されております。国の基金を活用したこの事業は、令和８年度から令和10年度までの３年間で新たな教育内容に取り組み、その成果を全県に普及させることとなっております。
このことも含めまして、統合に向けた様々な業務に対応し、統合校における教育環境の整備を速やかに進めていくため、本日この実施計画を提案させていただいております。
資料の１ページを御覧ください。学校の理念でございます。
「１　MISSION（学校の使命）」について、地域とともに学び、新たな価値を創り出し、持続可能な社会を創造することを目指すとしております。
「２　VISION（学校が描く未来）」について、「市民参画型スクール」として、地域の新たな価値創出を担う人材を育成し、地方にいながら世界とつながる、「知の越境」により、地方都市の新しい高等学校の姿を提示することとしております。
「３　VALUES（学校が大切にする価値観）」について、地域社会というリアルな場での対話を通じて、自分らしく生きる幸福を地域と共に育む価値観を重視することとしております。
次に２ページを御覧ください。学校概要でございます。
「１　課程」につきましては、単位制の全日制課程となります。
「２　学科」につきましては、まだ仮称ではございますが新しい普通科といたします。
「３　入学定員」は、１学年３学級の120人といたします。
「４　設置場所」は、現在の竹原高等学校の校地といたします。
「５　開校時期」は、令和11年度といたします。
「６　再編整備対象校」につきましては、統合に伴う竹原、忠海の両校の生徒の異動

について、表を用いて御説明をさせていただきますので、別紙資料の３ページを御覧ください。

統合時における学籍の異動についてまとめております。統合校の令和11年度の箇所を御覧ください。開校時の状況でございますが、新しい普通科、従来の普通科、商業科の３学科を併置いたします。令和９年度、令和10年度に忠海高等学校と竹原高等学校に入学した生徒につきましては、令和11年度に統合校に設置する該当の学科へ転学することといたします。令和11年度に設置している統合校の従来の普通科と商業科につきましては、学年進行に伴い、令和13年度に廃止となります。新しい普通科につきましては、令和10年度に実施をします入学者選抜において生徒を募集いたします。

資料が前後して恐縮ですが、３ページにお戻りください。「教育の特色」でございます。

「１　教育指導等」について五つの特色を示しております。

「ア　単位制普通科による柔軟な教育課程の実現」につきましては、単位制とすることで、必履修科目以外の科目について自ら選択することを可能とする柔軟な履修体系を導入いたします。また、週時程内にまとまった時間を確保すること、このことを余白の創出と呼んでおりますが、これによりまして、例えば、探究を深めるためのフィールドワークやインターンシップに取り組んだりすることができるようにいたします。

「イ　「社会実装型」授業を具現化する学校設定教科・科目の実施」につきましては、遠隔教育システムの活用などにより、社会の第一線で活躍する多様な大人と協働し、生徒のアイデアで地域課題解決を行う学校独自の科目を設置いたします。

「ウ　高等教育機関との連携による高度な探究学習の実現」につきましては、大学等の高等教育機関と連携し、例えば、大学の授業の先取り履修を拡大したり、高度な学びに触れる機会を充実させたりします。

「エ　異年次開講科目の開設による多様な学びの展開」につきましては、学年を超えた協働的な学習を展開するため、２年次の生徒、３年次の生徒、どちらでも選択できる科目を設置します。

「オ　個の進路に応じた質の高い授業の実施」につきましては、生徒の進路希望に応じた科目の選択を可能とするため、遠隔教育システムを用いた授業による単位認定を実施します。

続いて、「２　教育支援体制」のうち、「ア　キャリア支援スタッフの充実」につきましては、生徒の探究活動を支援するコーディネーターを配置するとともに、サポート＆コンサルテーションルームに専任の担当教員を配置します。

「イ　地域社会等との連携による共創」につきましては、大学や企業等と連携し、カリキュラムの研究開発を行うとともに、日常的に地域住民や地元自治体、企業が学校の様々な教育活動に参画する市民参画型スクールを実現いたします。

次に、４ページを御覧ください。「学校の施設」についてです。

「１　基本的な考え方」につきましては、質の高い探究的な学びと大学等と連携した高度な学び、様々なステークホルダーとの協働を可能とするため、必要な施設を整備することとしております。

「２　施設内容」のうち、「ア　地域とつながる「知の拠点」の創出」につきましては、生徒が多様なステークホルダーと協働し、課題解決や共創を実現する交流・実践の場としてリビング・ラボなどを整備いたします。

「イ　教育相談・不登校支援体制の構築と拠点の整備」につきましては、サポート＆コンサルテーションルームを設置するとともに、不登校の小・中学生を支援するため、県の教育支援センターを校内に設置します。

そのほか、学校の特色化・魅力化を図り、新たな教育活動を実現する上で必要な整備を実施いたします。

なお、別紙資料といたしまして概要をまとめたものを添付しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員：　市民参画ビジョンにあります市民参画型スクールというのは、新しくつくる概念のように思うのですが、この具体的な内容について、特色の２のイの二つ目に少し書いてありますが、もう少し詳しくお聞きできることがあれば聞かせてください。

山内教育改革課長：　市民参画型スクールの具体的なイメージでございますが、実際に地域の方、それから企業、自治体の皆様などの関係者の方々と生徒が、地域の課題解決に向けた探究を行い

ます。そのときに、その生徒の探究活動を支援していただきます。また、生徒のキャリア支援、キャリア育成のための支援をしていただいたり、教育課程の内と外を問わずに、いろいろな外部の方が関わってくださって、生徒たちの学びを支援していただくような形の学校を意図しております。

中村委員：　地元企業と連携するようなことはあるのだろうと思うのですが、あえて「市民参画型」というと、その言葉から得られるイメージというのは、地元企業や団体などとはまた少し違うイメージも出てくると思います。あえて「市民参画型」と言うのであれば、一般市民の方との連携や交流などがあるのかと期待するところなので、その点についてはどうなのでしょうか。

山内教育改革課長：　具体の施設設備はまだこれから詰めていくところではございますが、例えば今、構想しておりますのが、校内の学校図書館を地域の方にも共有させていただき、また、校内にウッドデッキのようなものをつくって、市民の方にも入っていただけるような、そういう学校の位置付けにしたいと思っております。

そのため、普段から地域の方も学校に入ってくださり、また、先ほど少し御説明しましたリビング・ラボやラーニング・コモンズといったことについて、まだ具体的なものはできておりませんのでイメージが難しいところありますけれども、地域の方も学校を活用していただくということを想定しております。そういう中で、生徒さんと一緒になって学びを進めていただくといった、今までにないような学校の形を模索したいと思っておりますので、市民参画型スクールと位置づけたいと考えております。

中村委員：　理解しました。安全確保などの関係でハードルもあろうかと思いますけれども、是非、新しい取組を進めてもらえればと思います。

河田委員：　今回、この件は、いわゆる高校教育改革推進事業として国の採択になったのですね。その中で「遠隔授業」というところが非常に私も気になっておりまして、恐らく単なるウェブによる授業ではないとは思いますが、イメージとして、この２校が一緒になって行う遠隔授業がどういうイメージなのかということをお聞かせ願えればと思います。

山内教育改革課長：　つながる先はまだこれから開拓することにはなりますが、大きなビジョンのもと、双方向の授業として、必ずしも県内の方にとどまらず、県外の有識者でありますとか、企業の方でありますとか、そういった方々とつながりながら学びを深めることもあります。また、県内の高等学校の先進的な取組をやっている授業などで、他校の生徒とも一緒に学ぶようなことも想定しております。遠隔教育のためのしっかりとした機器を整備したいと思っておりますので、十分な通信速度のもと、円滑なやり取りができるような環境に基づいた授業を行っていきたいと考えております。

河田委員：　それでは、単純に先生と生徒を遠隔でつなぐというだけではなく、県内外を含めて、先ほどの市民参画のように、いろんな産業人などが参画した幅広い授業を行える環境を整備していくというイメージでしょうか。

山内教育改革課長：　はい。

河田委員：　そうであれば、しっかり国の補助金をもらって、しっかり成果を出していただき、そこの新しい変革に期待してますので、よろしくお願いいたします。

小田原委員：　御説明ありがとうございました。まだ具体化されていないということだったのですが、聞き慣れない言葉だったので教えてほしいのですけれども、「リビング・ラボ」や「ラーニング・コモンズ」というものは、具体的にはどういったものになるのでしょうか。

山内教育改革課長：　まず、「ラーニング・コモンズ」というのは、情報機器やグループ学習用の設備を備えた、開放的な学習空間を考えております。そこについては市民の方も活用できる可能性があろうと思ってます。

また、「リビング・ラボ」というのは、探究活動などをするときに、企業の方も一緒に入っていただいて、検討し、学んでいくような、そういう学習スペースを意図しております。

小田原委員：　分かりました。ありがとうございます。もう１点教えてほしいのですけれども、先ほどから市民の参加、企業の参加というお話があるのですが、もう既にそういう募集は始めているのでしょうか。令和11年開校というところで、その年からいきなり集めるというのでは遅いと思うので、どうなっているのかと思いまして。

山内教育改革課長：　現状におきましても、竹原高等学校、忠海高等学校とも企業の方の御協力を得て授業を行うことがあります。例えば竹原高等学校ですと、竹原市内の金融機関の御協力をいただいて、実際に金融機関の方に行かせていただいて学ばせていただくような、そういう学びも行われております。そういったものもしっかり発展させながら、更に協力いた

だけるところも拡大していきたいと考えています。

小田原委員：　ありがとうございます。

志々田委員：　新しい学校をこれから３年間かけて開発していくに当たり、最初が竹原高等学校と忠海高等学校ということで、非常に多くの県民の皆さんも期待される学校になるのではないかと思ってお話を聞いていました。

やはり新しい形で、しかも市民参画だったり、地元というローカルのコミュニティーとのやり取りということを考えると、竹原市教育委員会さんと綿密に連携を取りながら、しかも竹原市教育委員会さんは、ここ数年にかけて幼稚園から高校までの子供、18歳までの子供たちをどう育てていくかということをきちんと諮問をし、それに対して県費をもらい、という形で、市として18歳までの子供たちの教育のビジョンというものをしっかり作っておられるのではないかと思います。

ここに県立学校が一緒に関わって取り組んでいくということで、どうやって県教委だけではなく、市の教育委員会も巻き込みながら一つの新しい学校をつくっていく体制づくりができるのだろうかということに非常に興味があるし、不安でもあるのですが、その辺りはどのような計画になっているのでしょうか。

山内教育改革課長：　この度、実施計画を策定する前から、竹原市、竹原市教育委員会とも綿密に連携をしていたところです。実際に竹原市教育委員会におかれましても、市内の小・中学校まで含めまして、新しくできる高等学校といかに連携するかということで、校長会などでも既にお話を進めていただいておりますし、また、新しい学校につきましても、もちろん県教育委員会が積極的に広報するべきものなのですが、市としても一緒に取り組んでまいりたいということも言っていただいておりますので、いろんなところで連携をしながら進めさせていただきたいと考えています。

志々田委員：　これらは新しい取組でもありますので、単位制という形であったり、他校やほかの中山間のまちとつないだり、教員の配置について工夫ができたりなど、これからのほかのいろいろな県立学校の在り方を考えていく上で、全県的に取り組んでいくような積極的な取組ができる学校になれるのではないかと思います。いち早く先導的に進めていただいて、良いものはすぐにほかの学校にも応用していただく形で、３年で完成して初めてお披露目ではなく、ここから早め早めに情報を公開し、協力を得ながら新しいものをつくって、３年後には完成するというイメージで進めていっていただければということを切に願っています。よろしくお願いします。

細川委員：　御説明ありがとうございました。

今までの県立高等学校というのは、中々特色化や魅力化を発揮できなかった状況で、どうしたらこれらができるのだろうかと各校で模索し、お考えいただいている中で、今回こういう学校を設置していただくということで、実は私はわくわくしております。国が示したグランドデザインや、N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想の中で、広島県内のみならず、各都道府県でも改革先導拠点に関していろいろな取組をされていると思うのです。先ほどの遠隔授業もそうですし、その他のところもそうだと思いますが、是非、幅を狭くするのではなく、より広く、例えば普段会えないような方、お話が中々聞けないような方からお話しを伺えるような機会を設け、改革先導拠点として、他校を含め、県全体にも普及をさせるのだというような内容を持たせていただきたいということを思います。

そういう意味では、先ほどほかの委員の方も様々な御意見を言われておりましたけれども、現在どのような準備をされていて、これからどういうことを用意していかなくてはならないのかというところが、若干大ざっぱな聞き方なのですけれども、教えていただければと思います。

山内教育改革課長：　まず、優先すべきことは、教育内容を整理していくということになります。実際に忠海高等学校、竹原高等学校に県教育委員会の職員がお伺いして、新しい普通科は令和11年度からのスタートではありますが、それまでにも教育成果を出していく必要がございますので、令和10年度までの間に新たな教育内容をどのようなものにするか、地域とつながるような内容をどうやってつくっていくかということについて、既に動き出しております。

また、それを実現するための施設設備につきましても、実際に学校の方にお伺いしながら、どの場所にどういった機能を持たせるかということも検討しておりまして、それは県庁の中でも、土木建築局の方とも連携しながら進めているところです。まだ実際の計画の方にまでは至っておりませんが、しっかり準備を進めているところでございます。

細 川 委 員：　ありがとうございます。
　中村委員からもあったのですけれども、地元の企業との連携も非常に大切なところであります。それから、恐らくこういう特色を持った学校というのは、他県でもお考えになっているところがあると思うのですけれども、是非、全県でなくて、全国的にそういう企業と協力をされている、又は大学や団体と協力されているところがあるとしたら、連携をしていただいて、それぞれに良いところを持ち寄って、それを発展させていくようなところが必要ではないかと思うのですけれども、その辺りのお考えはどうなのでしょうか。
山内教育改革課長：　せっかく国の事業で選ばれた学校になりますので、竹原市内の企業に協力いただくのはもとより、そこにとどまらず、幅広く、また、現在既に先進的に他県でやられているようなことの知見を一緒に学ばせていただいて、「ここに来れば本当にいろんな方々や、世界につながるような方々ともお話ができる」といった、魅力的な事業が展開できるように研究していきたいと思っております。
細 川 委 員：　ありがとうございます。
　最後に、４ページの２のイの下のところです。スペースＳ（仮称）のようなものを学校内に設置するとあります。私もここで発表させていただきました、岡山県教育委員会さんが取り組んでおられる「My Place」のようなものかと思うのですけれども、本県には「SCHOOL“S”」という、全国的に皆さんが視察に来ていただけるようなものを設置していただいております。このスペースＳをここで設置しようとされるというのは、竹原だけではなく、全県でやはり同じ課題を抱えて悩んでいると思うのですけれども、これはなるべく早めに全県展開するというようなことはできないのでしょうか。いかがでしょうか。
山内教育改革課長：　今おっしゃっていただいたように、本県の場合、東広島の八本松にSCHOOL“S”を用意しておりますけれども、今回整備させていただくスペースＳは、仮称ではございますが、これは竹原市内の学校に行きにくいと感じていらっしゃる小・中学生の皆さんに来ていただけるような場所を考えております。ほかの地域への展開については、これ自体が県教育委員会として初めての取組になりますので、まずは竹原市さんと連携しながら、どういった形で竹原市内のお子さんたちにとっての有益な場所になるかということを研究させていただきます。その上で更に拡大していくことについては、その状況を見ながら検討していきたいと考えています。
細 川 委 員：　分かりました。
志々田委員：　気になっておりますのが、この新しい学校をつくっていく上で、アイデアを出したり、チームとして取り組んでいったりすることについて、どこでどういう組織をつくって進めるのでしょうか。
山内教育改革課長：　これ自体は既に文部科学省の方にその先導拠点の計画を出させていただいておりますので、その大元の計画は県教育委員会の中で立てさせていただいております。
　ただ、先ほど説明させていただきましたが、外の皆様とつながることによって初めて実現できる内容が多々ございますので、まずは竹原市さん、竹原市教育委員会さんを中心に話はしてまいりますが、それ以外にも関係していただけるところ、例えば大学なども入ってくると思います。そういったところともつながりながら、内容を深めていきたいと考えております。
志々田委員：　学校の改革とか、新しい学科を設置するとか、全国でいろいろなものが動いているときに、どうしても学校の中だけ、先生たちだけで話をしていったりであるとか、校長先生が教員全員を引っ張って進めていくといったような、そういう古い形の組織が学校の改革をしていったときに、「あの校長先生がつくられた学校だから、あの先生がいたときはうまくいったけれども、次の先生になったときにまたコンセプトが変わった」といったように、持続可能性が低くなっていくような進め方があるように思うのです。
　もちろん竹原高等学校にも忠海高等学校にも校長先生が今いらっしゃって、しかも竹原市教育委員会があって、協力してくれる地域の人たちもいて、そこをうまくつなぐチーム、協働できるチームにきちんと組織化をし、分担をしながら進めていくという体制づくりがとても大事なのではないかということを強く思うので、是非、県教育委員会だけ、校長だけで決めてしまわないように、開かれたつくり方をしていくのが必要かと思っています。
　そのときに、ここでちょうど出てきているキャリア支援スタッフやコーディネーターのことが書かれています。全国でこのコンセプトでやっている学校は幾つか私も見させ

ていただきました。本当に優秀なコーディネーターさんで、教員でもなく、県の職員でもなく、探究のプロフェッショナルであったり、様々な海外の体験や地方創生の取組というものを熟知された優秀な方であったり、そういった方がいろんな県の学校のコーディネートをやっておられます。その人材がとても貴重なので、現在、様々なところから引っ張りだこになっているというか、「あそこの任期が終わったのなら今度はうちに来てほしい」といったような話を、本当によく聞いておりますので、早急にこの学校にふさわしい人材を外部からお呼びし、一緒に話し合いながら学校づくりをしていくような、そうした人的投資というのでしょうか。物や建物だけではなくて、そうした人的投資もしながら進めていっていただきたいと思っているのですけれども、コーディネーターはいつ探すのでしょうか。

山内教育改革課長：　コーディネーターにつきましては、もう既に候補者の方がいらっしゃいます。まだ委嘱等の手続はできておりませんので、これからの話になりますが、竹原市内の状況もよくお分かりの方で、県内の学校状況なども分かっておられるような方を中心に、我々としてふさわしいと思われる方に委嘱したいと考えております。

志々田委員：　ありがとうございます。

中村委員：　学校の施設内容のイの二つ目のところについて、先ほど細川委員も発言をされていましたが、不登校の小・中学生を支援する県教育支援センター、スペースＳ（仮称）について、こういう施設をつくること自体は非常に意味があると思うのですが、この新しく設置する学校の中にこれをつくる意味を説明してください。

山内教育改革課長：　不登校傾向のお子さんは全県に多くいらっしゃるので、我々としても課題意識を持っているところでございますが、竹原市におかれても同じ課題認識を持っておられます。

　この度の統合する学校は、竹原市内に唯一の県立学校となります。もちろん生徒さんは自由に学校を選んでいただければよろしいのですが、小・中学校段階からでも、きっかけがあれば新しい学校の雰囲気や様子も見ていただいて、そういう中で、市民と地元の企業さんなどが一緒に関わっていらっしゃるような学校の状況、様々な大人が関わるような状況を見て、少しでも学校に対する明るい見方のようなものも市としては期待をされているところですし、まずはお子さんにとって学校に行きやすい状況をつくるのが優先ではございますけれども、そういった、二次的な効果も期待できると考えております。

中村委員：　ありがとうございます。不登校の小・中学生にとって、良い施設になるのであれば良いかと思います。それと同時に、この新しい普通科は単位制でやるので、「たまたまここに市内唯一の高等学校があるからここにつくるのだ」ということだけではなく、この新しい高等学校の生徒さんにとっても、何かここに関与して自分たちの学びになるような、新しい学校の生徒さんとの交流などでお互いにとって何かプラスになるような仕掛けがあれば良いのではないのかと感じました。すみません、意見です。

小田原委員：　話が少し変わるのですけれども、今、在校生というか、令和９年度とか令和10年度入学の忠海高等学校とか竹原高等学校の生徒さんに関しては、これまでどおりのカリキュラムで授業が進んでいくということでよろしいのでしょうか。それとも、統合校で組んでいるカリキュラムを少し取り入れるなどといったことはあるのでしょうか。

山内教育改革課長：　実際、今在学の生徒さんは今のカリキュラムですが、来年度以降入学される生徒さんにつきましては、最終学年において一つの学校で一緒になるようになりますので、来年度以降のカリキュラムから、少しずつ新しい学校のカリキュラムを含めたような内容を盛り込んでいきたいと思っております。徐々に両校のカリキュラムをすり合わせをしながら、３年生になったときには一緒の学校の普通科に来ていただくようになりますので、そのときに混乱なく学びが続けられるような教育内容にしたいと思いますし、新しい普通科の内容も少しずつ取り入れて、自分たちが学びたい内容を充実させるようにしたいとも考えております。

小田原委員：　ありがとうございます。

　ちょうどその切り替わりの時期に重なってくる生徒さんは多分「どうなるのだろう」という不安はあると思います。そこを忘れず、「新しい学校に向けてすごく前向きに動いているけれども、私たちは置いてけぼりになってないか」と生徒さんが思うことが無いようにやっていただけたらと思いました。以上です。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。

　様々な御意見をいただきましたけれども、連携というのは非常に重要なキーワードで、教育委員会の中でも複数の担当課にまたがってチームを組んでやっていますが、知事部

局の方にもいろいろ参画してもらって、協力してもらっています。また、竹原市教育委員会や竹原市役所の皆さんにも入っていただいて、今、正に膝を交えて議論しながらやっております。そういった関係の皆さんと連携しながらより良いものをつくっていただいております。

短期間で改革をして整備しなければいけないことになりますけれども、全国の高校を進化させるパイロットケースとして取り組んでいます。しっかり魅力ある学校にできるように、また、その過程も含めて、中学生や保護者の皆さんにしっかり魅力あるものとして伝わるように知っていただくことも大事かと思いますので、そのことも含めて、また委員の皆さんの意見をいただきながら取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議２　向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について

篠田教育長：　それでは、続きまして、報告・協議２、向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について、山内教育改革課長、説明をお願いします。

山内教育改革課長：　向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について御説明いたします。

資料の１ページを御覧ください。

「１　概要」にありますとおり、今年度、２年連続して新入学生徒数が入学定員の２分の１、20人未満、又は全校生徒数が収容定員の２分の１、60人未満となりました向原高等学校、東城高等学校につきましては、今後の県立高等学校の在り方に係る第２期の基本計画に基づきまして、学校活性化地域協議会の意見を聴取しました。

この協議会での御意見等を踏まえ、２校の今後の在り方に係る対応方針（素案）を定めました。

２ページを御覧ください。「向原高等学校の今後の在り方について」でございます。

資料の中段に協議会の主な意見を載せております。一つ目のところですが、「少人数だからこそ子供と先生がしっかりと関わり、よいところを見つけ、やる気を引き出すことができている。そういったよい部分がたくさんあるため、なくすべきではない。」。

また、二つ目でございますが、「安芸高田市内からの進学率は非常に低いため、このまま残すことは難しいのではないか。」。

あるいは、三つ目ですが、「小さな安芸高田市に二つの県立高校があることに無理があるのではないか。キャンパス校や特別な生徒を受け入れる学校として残してはどうか。」どの御意見がございました。

続いて、「対応方針（素案）」でございます。

協議会における御意見と学校を取り巻く状況を踏まえ、向原高等学校につきましては、令和11年度から生徒募集を停止することが適当であると考えております。

その理由といたしましては、通学が可能な範囲に複数の高等学校が設置されていることに加え、実際に、近隣の中学校の生徒の多くが向原高等学校以外の高等学校へ進学している状況であること、令和７年度と比較して、令和８年度の入学者数の減少に加え、向原地域の児童生徒数も減少傾向であることから、今後、入学者数の大幅な増加は見込みにくい状況であることなどが上げられます。

そのため、第２期基本計画に基づき、募集停止とすることが適当であると考えております。

次に、３ページを御覧ください。「東城高等学校の今後の在り方について」でございます。

資料中段に協議会の主な意見を載せております。一つ目でございます。「東城高校が無くなると近くに高校がないため、子供を寮に入れるか、朝早くからバス停に送らないといけない。」、「地元に残りたい子供たちの意見も大事にしなければならないと思う。」。

また、三つ目のところですが、「子供の教育の質をどのように担保していくのかを子供たちの進路実現が著しく阻害されることがないように地理的条件も踏まえながら議論する必要がある。」。

あるいは、四つ目でございますが、「令和７年度の新入学生徒数は基準を下回ったが、その後の学校の取組や入学者数の回復傾向を考慮し、一定の検証期間を設けてほしい。」などの御意見がございました。

続いて、「対応方針（素案)」でございます。

協議会における御意見と学校を取り巻く状況を踏まえ、東城高等学校につきましては、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続することとし、令和10年度の新入学生徒数が20人以上及び全校生徒数が60人以上となることを目指すことが適当であると考えております。

ただし、令和９年度の新入学生徒数が20人未満の場合には、令和10年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討することとしたいと考えております。

その理由といたしましては、生徒の大半が地元中学校からの進学者という中で、地元小・中学校や地域と連携した取組等により、例年に比べ極端に入学者数が少なかった令和７年度と比較して、令和８年度の入学者数が大幅に増加していること。また、庄原市や地元地域等の支援を受けながら、新入学生徒数や全校生徒数の確保が期待できることなどが挙げられます。

そのため、引き続き学校の活性化に向けた取組を継続し、基準を上回る生徒数の確保を目指すことが必要であると考えております。

この「対応方針（素案)」につきましては、本日の協議において御了承をいただいた上で、両校の学校活性化地域協議会に対し、説明することとしております。

最終的な対応方針につきましては、来月の教育委員会会議においてお諮りしたいと考えております。

説明は以上でございます。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いします。

細川委員：　御説明ありがとうございました。

地元の方、学校関係者の方が非常に御心配をいただいているところだと思うのですけれども、お聞きしたいのは、東城高等学校につきましては、本年度22名の入学者を迎え入れることができ、向原高等学校は12名ということなのですけれども、この１年間、向原高等学校の活性化協議会の皆様方というのは、どんなことをお考えで、どんなことをされてきたのか、教えていただければと思います。

山内教育改革課長：　活性化協議会の中では、常に向原高等学校の生徒さんの学びを充実したものにするためにいろんな活動を支援いただいていたのですが、それ以外におきましても、同窓会長さんを始め、近隣の中学校に向原高等学校の生徒募集について一緒に回っていただいたり、様々な場面で、向原高等学校の生徒さんと地域の方が一緒に活動していただくようなことをコーディネートしていただいたりといった形で、様々な形で御支援をいただいているという状況でございます。

細川委員：　どちらの高等学校におきましても、学校や地元関係者の方が一生懸命やっていただいて、こういう入学者の状況だと思うのですけれども、向原高等学校は募集停止になって、東城高等学校はこの来春の入学者次第と、違う対応を取られたというところをもう一度御説明いただければと思います。

山内教育改革課長：　基本的には、第２次基本計画に基づいて、向原高等学校が検討対象になるということでございますが、それを原則としながら、東城高等学校につきましては、やはり令和７年度と比べて、要は入学者生徒数が上昇傾向にあるというのが一つ言えます。また、実際の状況としましても、入学者のほとんどが地元の中学校である東城中学校からの生徒さんでございますけれども、そこの生徒数が、この後もしばらく一定程度の数を推移しているということも既に状況として見えております。そういう状況の中、庄原市さん、地元の皆さんの支援を受けながら、生徒数の確保に期待ができるという点は向原高等学校の状況と異なっているかと考えておりまして、総合的な観点から、東城高等学校につきましては引き続き取組を支援していくという判断に至ったところでございます。

細川委員：　ありがとうございました。

基準という意味では、どちらの高等学校もその対象になったというところで、今、課長の御説明がございましたが、例えば地元の公立学校の児童生徒数の推移について、向原地域と東城地域のものをお示しいただいているのですが、向原地域の児童生徒数について、今後、令和16年までの推移が非常に厳しく生徒数が減っていくであろうという状況があることと、近隣の中学校の生徒の多くが向原高等学校に入学をしていないという状況がございます。

それから、１ページの全校生徒数の推移をお示しいただいている中で、東城高等学校については、若干名あるにしても中途で学校をやめる生徒数が少ないように思いますが、向原高等学校は、毎年のように学校をやめてしまう生徒がいます。その辺の事情も見て

いただいたものと考えるのですが、いかがでしょうか。

山内教育改革課長：　小規模校におきましても、やはり、どちらかというと、不登校傾向にあったお子さんが入学した後、学校に位置付くのが難しいなどの状況によって、通信制教育などに転学されるケースというのは出ております。

その入学後の数字の推移ということを重視したわけではございませんが、やはり生徒数確保に向けて、向原高等学校の場合ですと、今、数字を挙げさせていただいているのは、近隣の向原中学校の生徒数になりますけれども、地元の生徒さんや、もう少し離れた場所からの生徒さんも、中々向原高等学校への進学に結び付いていないという実態もあります。その辺り、近隣の中学校の生徒さん方は、逆にほかの高等学校を選択する余地が大きいということがありまして、向原地域の場合は高等学校教育をしっかり確保できるという状況もあると考えております。そういったところも地理的な条件として考慮させていただいているところです。

細 川 委 員：　ありがとうございました。

それから、３ページの「対応方針（素案)」の後段に書いてありますが、東城高等学校については、「令和９年度の新入学生徒数が20人未満（入学式時点）の場合には、令和10年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討する」ということなのですけれども、東城高等学校の状況を見ますと、20人以上であっても、60人未満になる場合があると思うのですが、20人以上であれば、60人未満でもよろしいということで、今後の学校の在り方を検討するには該当しないと考えてよろしいのでしょうか。

山内教育改革課長：　この度は、令和10年度までの状況を見させていただきたいと思っております。従いまして、来年度20人以上を確保することによりまして、その次の年の状況を見れば、全体で60人以上に至る可能性があると思っておりますので、そういう意味で、来年度の全体数だけで考えずに、この後の生徒入学者数の推移をしっかり見たいと考えて、このような条件とさせていただいているところです。

細 川 委 員：　ということは、来年度、20人以上で60人未満でも、今後の学校の在り方を検討するには該当しないというお考えということでよろしいのですか。

山内教育改革課長：　はい、そのように考えております。

細 川 委 員：　それから、今回は向原高等学校と東城高等学校がここでお考えいただいているのですけれども、中山間の高等学校には、まだ、それぞれこの配置及び規模の在り方を考えなければならない学校が数多くございます。その取組の方向性として、４ページに書いてありますが、「③　統廃合（市町立学校としての存続を含む)」の下のただし書なのですけれども、「ただし、近隣に他の高等学校がなく、他地域への通学が極端に困難な学校が対象となった場合」という記載がございます。私は東城高等学校がこれに当てはまる気もするのですけれども、ほかにもこういう学校というのはあると思うのですが、今後、考え方として、今回のような事態が発生した場合は、その都度その都度、その状況でお考えをされるという理解でよろしいでしょうか。

山内教育改革課長：　はい。今、御指摘の点の「通学が極端に困難な地域」というのは、これは物理的な距離もありますが、公共交通機関の運行状況なども大きく影響してくると思いますので、やはりその時点その時点の状況を見ながら、考えさせていただくと思っております。

細 川 委 員：　はい、分かりました。

中 村 委 員：　中山間地域で、地域の大事な拠点でもある県立高等学校の今後の在り方についてですけれども、残念ながら２校が基準を下回ってしまって、今後の在り方を検討しなくてはいけないということで、そういう中で対応が分かれるわけですけれども、その辺りの理由・事情については、細川委員の質疑で理解をいたしました。東城高等学校が引き続き推移を見守ることになったということは、良かったと個人的には思っています。

こういう小規模校の存続について思うのは、一つは、これまで地域にずっと呼びかけていると思うのですけれども、もう基準が決まっていることなので、限られた時間、待ったなしの中で、教育委員会も一緒になって地域にしっかりとできることをしていく必要があると思いますし、それをしていただきたいということが１点です。もう１点は、私も幾つか視察もさせてもらった中で、この学校の在り方を考えていったり対応していったりする上で、教育拠点である学校の経営者として、校長の位置づけや対応は非常に大きいと思うのです。そのため、教育委員会としても、是非そういう人事も含めて支援をしっかりしていく必要があるのだろうと思います。私は個別の人事を承知してないので、一般論として申し上げますけれども、是非そこもしっかりサポートをしてもらいたいと思います。

志々田委員：　同じ基準で、そして違う答えが出たということが、正にその状況を総合的に判断しながら、機械的に一律で残すとか残さないとかではなくて、しっかりと考えながら進めているということの証拠なのではないかと私は受け取りました。

そのため、結論が分かれ、募集停止になってしまった学校があることは残念には思うのですが、一方で、総合的に考えるということが、これだけ大事な局面に来ているということはよく分かりました。御検討ありがとうございます。

そのときに、今後のことも含めてですけれども、地元からの子供さんたちがどれぐらい通ってきているかということが非常に大きいということで、これは基準にも書かれていることですけれども、今回そこを重視した結果がこういう形になっています。そのため、今後、どうなるのかは全然分からないのですけれども、遠くから来てくれればいいのではなく、やはり地元からお子さんを預かる県立学校として、地元の子供たちをしっかりと育てていくという視点で、県立学校の存続とか在り方というものを我々は考えていくという、良い一つの機会になったのではないかと思っております。今後も、選択としては非常に厳しいものにはなりますので、そんなに簡単になくしたいわけではないということは重々承知していますが、やはりぶれないで一つの方針を続けていくということを改めて確認したほうが良いということを思いました。以上です。

小田原委員：　説明ありがとうございました。

今回の件が、この基準を当てはめての第１号、第２号になり、恐らく今後の判断の前例にもなっていく中で、先ほどの話の中で中学校３年生の生徒さんの数であったりとか、通いやすさ、あとは中学校３年生の生徒さんがどこの学校を選択肢として持てるか、複数持てるのか、１校しかないのかなど、そういったところの考慮要素がたくさんあるのだというお話だったと思います。

この基準に関しては、非常に分かりやすく、誰でも一見して分かるような基準になっているので、現時点で、１年目に該当した学校などは、恐らく来年該当しないように頑張らないといけないと焦ってくださっていると思うのです。そうしたときに、総合考慮される要素なども実は知っておいたほうがいいのではないかとは思っておりまして、その総合考慮されている要素に関して、中々言葉にはしづらいとは思うのですが、今後何か、「基準としてはこれであるが、該当した場合であってもこういったことを考慮する」といったようなものを、もう少し皆さんに広く公表してもいいのではないかということは思いました。以上です。

山内教育改革課長：　数字の部分は今おっしゃっていただいたように明確なのですが、資料の４ページになりますけれども、基本計画の第２期に掲げておりますのは、やはり「地理的条件を考慮し」という言葉がございます。この地理的条件の内容につきましては、公共交通機関等の通学の利便性ということもございますし、また、その地元の児童生徒数の推移ということもございます。具体的にどれぐらいの通学利便性があればとか、児童生徒数が何人であればということは、我々も基準としては定めているわけではございませんが、そういったことも我々は考慮しているということを、改めて今、生徒募集に取り組んでおられる学校の皆様にもお伝えをしながら、引き続き学校の活性化に取り組んでいただけるようにしていきたいと思います。

河田委員：　我々としましたら、この２校の結果が分かれたということに対して、こういういろいろな数字を出して、我々も納得して、苦渋の決断だけれども、受け入れられるということになっているのですけれども、実際、向原の地元の皆さんはこれをどう受け止められたのか気になります。向原の住民の皆さんが、どれぐらい強い思いで今、この学校を残そうとされているかいうことは、よく分からないのでコメントできないのですけれども、この地元への説明はまた非常に難しいのではないかと思います。たとえ結果として、学校としてのいわゆる教育の機能はなくなったとしても、この向原高等学校のいわゆる地域の中での役割のようなものは残していくというか、学校はなくなるけれども地域がなくなるわけではなく、何か地域として「学校がなくなってもこういう機能は続けていく」ということができるといった視点も、地元に説明するときにしていけば、理解していただける一歩になるのではないかと私は思いました。地域として沈まない、学校がなくなっても地域としてのコミュニティは残るといったことを考えていただければありがたいと思いました。以上です。

山内教育改革課長：　本日、素案として御提示させていただいておりますので、この素案をもちまして、改めて向原高等学校の活性化地域協議会にお伺いしていただきまして、この内容について御説明を申し上げたいと思うのです。その際、いろいろな御意見・御要望も承ることに

なると思いますので、そういった地元の声も聞きながら、今後どのように進めていくのかということも、教育委員会にとどまらず、県庁全体でも考えていけるようにしていきたいと思います。

河 田 委 員：　地元の意見もしっかり聞いていただいて、学校がなくなるという暗いこともあるけれども、何か明るい話ができれば良いと思いますので、是非そういう方向に持っていっていただければと思います。以上です。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

今日は素案ということで、改めて学校活性化地域協議会に説明させていただいて、来月にも教育委員会議で答申をお諮りするような形で進めていきたいと思いますので、今日いただいたことを踏まえて、また説明をさせていただこうと思います。よろしくお願いします。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議３　広島県部活動改革推進計画の策定について

篠田教育長：　それでは、続きまして、報告・協議３、広島県部活動改革推進計画の策定について、好満部活動改革推進室長、説明をお願いします。

好満部活動改革推進室長：　失礼します。報告、協議３によりまして、広島県部活動改革推進計画の策定について御説明いたします。

表紙をめくっていただき、「広島県部活動改革推進計画　概要」、その次からが「広島県部活動改革推進計画」となっております。概要にはページ番号はございませんが、推進計画には右下にページ番号を付しております。

本推進計画策定の経緯について御説明させていただきますので、推進計画の１ページ、「はじめに」を御覧ください。

令和４年12月に、スポーツ庁及び文化庁が、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定し、本県では、このガイドラインに沿って、各市町において学校部活動の地域連携並びに地域展開の取組が進められてきました。

その後、令和７年12月に、文部科学省が、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを策定し、令和８年度から令和13年度までの６年間を改革実行期間と位置づけ、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することが示されました。

これらのことを受けまして、本県におきましても、公立中学校等における部活動改革の取組を推進するため、広島県部活動改革推進計画を策定し、本日付で各県立学校及び各市町教育委員会等に通知する予定でございます。

次のページ以降の内容につきましては、概要により御説明いたしますので、概要を御覧ください。

まず、「１　策定の背景と目的」についてでございます。

少子化の進行により、県内中学生年代の人口は、今後10年間で約３割減少する見込みであるなど、学校の部活動は、生徒のニーズに応じた多様な活動の実施や、学校単位での活動が難しくなることが予想されます。

また、部活動の顧問は、担当する競技等の専門性を有していない場合があることから、専門的な指導を受けることができる地域クラブ活動の活用など、地域全体で関係者が連携して子供たちのスポーツ・文化芸術活動を支えることが必要となっております。

こうした状況を踏まえ、本県における活動改革の基本的な考え方と取組を示すために、本推進計画を策定いたしました。

次に、「２　目指す姿と基本方針」についてでございます。

目指す姿といたしましては、急激な少子化が進む中においても、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現することとしております。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義を有していることから、これらの教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要であると考えております。

そのため、基本方針といたしましては、公立中学校の部活動改革は、自治体の重要な教育施策であり、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を継続的に確保・充実するため、休日の部活動の地域展開を目指しつつ、地域の実情等に応じた着実な改革の推進に向けたきめ細かな支援を行うこととしております。

最後に、「３　県の主な取組内容」についてでございます。

県の主な取組内容といたしましては、人材確保、地域との連携・学校間連携の支援、地域クラブ活動の支援を行うこととしており、具体的には、人材確保につきましては、部活動指導員の配置支援に係る経費の補助や指導者リストの作成・提供、地域との連携、学校間連携の支援では、市町に配置するコーディネーター配置等に係る経費の補助や関係団体との調整、地域クラブ活動の支援では、地域クラブ活動費等の支援に係る経費の補助や他地域における活動参考事例の共有などに取り組み、実施主体である各市町に対するきめ細やかな支援等を行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員：　御説明ありがとうございます。子供の数が減って、学校も規模が小さくなっていって、中々競技とか、チームが成立しないという事情ありますし、教員の側の負担の軽減を図らなくてはいけないという事情もありますから、正に国の方針どおり、広島でも進めていくべきというのはよく分かります。

そういう中で、方向性としてはそのとおりだと思うのですが、気になるのは、やはり人材確保のところにも書いてある「指導者の指導力の向上」のところです。教員でない人に部活動指導員をやっていただくという中で、指導者研修会というものは大事だと思います。その中でも、特に競技の専門性や技術のようなこととともに、やはり児童生徒に関わるので、ここにも書いてありますけれども、安全管理、事故対策、それからコンプライアンス、ハラスメントといったところの研修や安全性の担保をしっかりやっていただく必要があると思います。

競技として強くしていくということは、結構そういうコンプライアンス上の問題が発生するというケースもあるので、それは教員であろうとなかろうと同じリスクがあると思いますので、そこをしっかり対策をやっていただきたいということが１点です。

それと、家庭の費用がどうしても発生するということになりがちだと思うのですけれども、ここをいかに軽減できるかというところがもう一つのポイントだと思います。その中で、資料の19ページにあるような、地元の企業から寄附を募るというのも良いアイデアだと思います。家庭にとっては新たに発生する費用というのは当然負担になりますので、是非、その辺りの軽減を図ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

小田原委員：　説明ありがとうございました。

「部活の地域展開」ということがあまり私は理解できていなくて、教えていただきたいのですけれども、まず、今回は公立中学校が対象になっていて、しかも休日の部活動が対象になっているということでよろしいのでしょうか。

好満部活動改革推進室長：　今回の推進計画では、国のガイドラインに基づいておりまして、国のガイドラインにおきましては、休日について、公立中学校の全ての学校部活動の地域展開を目指すこととされておりまして、特別支援学校につきましては、中学部の生徒の活動が対象とはなるのですが、それ以外の高等学校や私立学校におきましては、国のガイドラインにおきましても、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望ましいとされておりまして、まずは各学校の実情に応じて取組を進めていくということが示されております。

また、平日の活動につきましては、指導者の確保や生徒の移動手段の確保など、解決すべき課題が大きいことから、国におきまして、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証が行われることとなっております。このため、本県としても、この検証結果等を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を進めていくこととしております。

小田原委員：　分かりました。

そういうことであれば、地域の実情に応じて、中学校に限らないし、休日に限らず平日も地域展開していくという理解でよろしいのですか。

好満部活動改革推進室長：　現状では、まず週末のところからというところで、平日についてもそういった課題がまだございますので、国の検証結果を踏まえて検討を行ってまいります。

小田原委員：　分かりました。

的外れなことを言うかもしれないのですけれども、例えば平日にＡという部活に入っ

ていて、週末だけはやっぱりＢに入りたいといったような、部活に２個入るといったことも可能になっていくのでしょうか。

好満部活動改革推進室長：　そうでございます。地域の様々な活動に参加することが可能になってまいります。

小田原委員：　分かりました。

また、部活動指導員の配置に関して、先生が休日の部活動指導員にもなれるという記載があるのですけれども、これは兼業を許すことによって、費用も払っていくというように読めるのですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

好満部活動改革推進室長：　はい、そのとおりでございます。兼職兼業許可を得た上でという形での従事になっていくと思います。

小田原委員：　ありがとうございます。

部活の一連性というか、つながりができるので、それはそれで良いことなのだとは思うのですが、働き方改革との関係では、結局、先生に対して「多少費用をもらえるから頑張って」といったことにならないかというのは心配をしています。

また、指導者リストの点についても教えてほしいのですが、これは県教育委員会がそのリストを作るということで、そのリストを作るに当たっての要件としては、10ページのところのチラシのところに、指導経験がある方とか指導者を目指している方といったようなことが書いてあるのですけれども、こういった要件だけで、結構広めに募集をかけていくということでよろしいのですか。

好満部活動改革推進室長：　チラシに書いてあるとおりの要件で、募集は幅広くかけさせていただきまして、実際にこの情報を市町に提供させていただいて、その上で運用する際には、市町におきまして、その方の、どういった経歴であるかといったことを確認しながら任用する形になるということです。

小田原委員：　ということは、リスト外の人を各市町の方で任用していくということは可能なのでしょうか。

好満部活動改革推進室長：　もちろん可能でございます。

小田原委員：　分かりました。

一保護者としては、地域展開することも、それ自体も不安なのですが、教員免許を持っていらっしゃらない方の指導ということで、ブラック部活みたいなものが復活するのではないかとかいうことも保護者としては懸念をするところですので、何かその辺は研修でカバーしていくということだとは思うのですが、その辺のケアはしっかりしてほしいと思ったところです。以上です。

好満部活動改革推進室長：　今回、国のガイドラインにおきまして、認定地域クラブの認定要件というのを国が示しております。そういった基準を満たしたものが、各市町において認定クラブとして認定されます。そういった中で、指導者のことでありますとか要件が示されておりますので、一定のものが担保されていくと考えております。

小田原委員：　分かりました。ありがとうございます。

志々田委員：　計画ということですが、数値目標がないのですけれども、これはもともと国のガイドラインで数値目標がないのでしょうか。

好満部活動改革推進室長：　国のガイドラインにおきましても、数値目標は設定されておりません。

志々田委員：　広島県が取り組んでいく上でも、数値目標は設定しないということでしょうか。

好満部活動改革推進室長：　取組の実施主体が市町になりますので、現時点では設定は考えておりません。

志々田委員：　この国の一連の働き方改革や部活動の、それから部活動そのものの在り方ということも長く問われてきたところなので、決して働き方改革のためだけにこの部活動の地域展開の話ができているわけではないと思います。そのため、適切な公教育の在り方ということを考えていくと、広島県において、文化庁もスポーツ庁も言っているように、土日の部活動をゼロにするという目標は、やはり明確に掲げた方がいいのではないかと私としては思います。少なくとも、土日に部活動を公立学校で行うということがイレギュラーであるということを、この10年間を実行期間とするのであれば、これはもう徹底していくべきことなのではないかと、私個人としては思ってお話を聞いていました。どこかに数値目標が立ってくると良いと思います。やはり具体的な目標があるからこそ達成をしていくということにもなるし、方法を考えていくということにもなるのかと思います。

そのため、今すぐ決めるであるとか、そうでなければ計画ではないとか、そのようなことを言うつもりはありませんが、実効性を高めていくためには、どこの目標を立てていくのかということは、やはり大事なことなのではないかということを思ったのが１点です。

もう一つは、部活動の地域展開と言ったときに、月曜日から金曜日までの部活と、土曜日、日曜日に子供たちが地域でやるスポーツ、文化活動というのは、やはり同じ「部活動の地域展開」という言葉を使って表現はされているけれども、基本的に性質の違うものだろうと思っています。月曜日から金曜日まで学校の中で、先生方も多忙化を防ぐために、学校の先生が今まで担ってきた部活動のサポートを地域の方が学校でしてくれるという仕組みと、先ほど小田原委員もおっしゃっていましたが、月曜日から金曜日まで学校で例えばサッカーをやっており、土曜日と日曜日は地域の文化活動でトランペットを吹いているという、子供たちの文化活動やスポーツ活動を横に広げていくということ、そして生涯学習化していくというか、一生涯、子供たちが地域でスポーツや音楽活動を楽しんでいくことができる環境を、この地域の中でどう展開していくのかという問題と大きく性質が違ってきていると思うのです。

今、計画としては両方がじんわり混じっている感じがしますので、もちろん分けて考えられないところもたくさんあるし、本当の望みをいえば、月曜日から金曜日まで学校でも教えてくれ、土日も地域で同じ先生が同じようにやってくれるという、今までの学校が、先生という人材を使ってやってきたサービスが、別の人たちが肩代わりをしてくれる、そういうシステムができればいいと思います。しかし、それは先ほど小田原委員がおっしゃられたように、ブラック部活動の再来になっていったりであるとか、本当にそれが適切なのか、毎日毎日子供たちは同じスポーツをずっとやっていって、コンクールや大会至上主義の中でぎりぎりやっていくという、今まで部活動が言われてきた弊害をこの先も続けていっていいのかということを言っているように思えます。センシティブな問題なので、何が問題になっていて何をどう解決しようとしているのかということがまだまだ見えにくいところがあるのではないかと、この計画を見ていて思いました。

広島県として何を優先して何をやりたいのか、どこをどう目標を達成していきたいのか、それによって「働き方改革としてはこういう効果を導き出したい」「子供たちの生徒指導や子供たちの文化・スポーツ活動としての伸びという意味で、こういうことを目指したい」として、計画自体が悪いと言うつもりはありませんが、もう少し前向きに計画を捉えられるよう、見せ方や説明の仕方を更に工夫していっていただければと思ってます。

子供たちの部活動をやめさせたいわけでは絶対ないわけで、もっと多様で、もっと子供たちの心身の発達に貢献できるスポーツ活動と文化活動を、この国の子供たちに、青少年教育に提供していきたいというその思いがもう少し具体化すると、広島県ならではのものとして具体化して良いものになるのではないかと思っています。これは時間が長くかかるものだと思います。是非とも、今年が初年度であり広島県の改革の１年目になると思いますので、３年、５年、７年、少なくとも20年後にはどんな部活動がこの県でできているのかということを、もう少し皆さんと具体的に話し合っていきたいということを、この計画をきっかけに考えたところです。

活発な議論を、是非とも多くの先生方や多くの子供たち、それから地域のスポーツ関係者、文化関係者と交流していただければと思います。以上、意見です。

中 村 委 員：　不勉強でよく分からないのですが、志々田委員の御発言にありましたが、土日の部活動をゼロにしていこうという指針が出ているのですか。

好満部活動改革推進室長：　国のガイドラインにおきまして、方針として、令和８年から13年度までの６年間を改革実行期間として設定し、そこに、原則、全ての学校部活の地域展開を目指し、特に休日の地域展開を行っていくと示されております。

中 村 委 員：　それはつまり、学校の部活としてはなくして、それを地域に外出ししようという意味でしょうか。

好満部活動改革推進室長：　はい。

中 村 委 員：　一生懸命、各クラブで子供たちが競技でうまくなろうとしてて頑張っていて、なおかつ大会の試合などは平日だけで絶対終わらないと思っています。正に志々田委員がおっしゃったように、一生懸命やる部活動を教員だけで担うのは難しいので、部活動を外出しして土日は指導員の方に指導をしてもらいながら、要は連続した一体の部活のようなものも、幾つかあるモデルやイメージの中にはあるわけですよね。

好満部活動改革推進室長：　はい。

中 村 委 員：　ブラック部活動ではいけませんけれども、子供たちが生き生きと、そして各競技において成長を実感できるような部活動であってほしいと思います。

繰り返しになりますけれども、さっき申し上げたのですが、やはりそれには指導者が

決定的に大事だと思っていまして、専門性もなく、理屈も分かっていない指導者が、非論理的な指導をされるというのは避けたいところなので、是非そういう指導力と人間性を兼ね備えた方と一緒にトライしてうまくいくように取り組んでいただきたいと思います。今、正にこれからやろうとされているので、どのくらいそういった方がいらっしゃるのか、応じてくれるのか、そういう人たちと一緒にこの取組がどこまでうまく進めていけるのかというのは正にこれからだと思います。よろしくお願いします。

細川委員：　御説明ありがとうございました。

いろいろ御説明をいただいた中で、沿岸部には大学もあるし、いろいろな団体もあるし、企業さんもたくさんいらっしゃるので、そういう関係の方もいらっしゃると思うのですけれども、中山間地域の者として思うのは、中山間地域はやはり中々そういう人材の確保が難しい状況です。それで、競技種目も大体野球やサッカーなどに限られていて、いわゆるプロを目指すような方々は、学校間を越えてクラブチームに入って、平日も休日もそこで練習しているという実情だと思うのですけれども、先日、ある保護者の方から「どうにかならないのか」と御相談を受けたのは、趣味としてそのスポーツを楽しんでいる生徒が行くところがないということなのです。土日も指導者がいないので楽しむことができないということです。私の出身中学校では、私と同級生の者がたまたまバスケットボールをやっていたので、部活動指導員で頑張ってくれており、そういう人間がいるところは良いのだと思います。市町に委ねられる部分もあるのだろうと思いますが、県の御指導もいろいろしていただきながら、実情を見ながらやっていただいた方が良いのかと思います。

確かに部活動の意義というのがいろいろあるでしょうから、そこは忘れることなく健全な育成も踏まえてやっていただかなくてはならないのですけれども、実情がそれぞれ違うというのをここで一括して当てはめてしまうと、中々枠にはまり切れないところがあるという事情を拝察していただいて取り組んでいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

好満部活動改革推進室長：　中山間地域をはじめ、やはり人材の確保が一番の課題だと市町の方からも伺っております。そういった中で、県としてできることということで、今年の２月からこの人材リストの募集を開始しまして、今、85名の登録をいただいております。中には、指導する地域については「県内全域」とお答えいただいている方もいらっしゃいまして、こういった人材リストの登用を更に増やしていきながら、そういった指導者がいない地域におきましても、隣の市町であるとか、近隣のところから指導に行ける方とか、そういった方を市町に御紹介できるように、しっかりと広報活動を含めて取り組んでまいりたいと考えております。

細川委員：　よろしくお願いします。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

部活動改革は非常に大事なことであります。「地域の実情に応じて」ということは、今、細川委員から言われたように重要でありますので、原則として休日の部活動の地域展開を目指しつつ、地域の実情によって、しっかり部活動の意義を継承しながら進めていくことができればと思います。

人材確保のところで兼職兼業の話もありましたけれども、労基法の対象でありますので、月の時間外が80時間超えない範囲で、本務に支障がない範囲でやるということはもちろんですし、その制限もありますので、人材確保の中で、学校の先生が従事する場合もありますし、実証事例の中で、企業にお勤めで、非常にスポーツに精通されている方もいらっしゃって、そういった方から生徒が土日に専門的な指導を受けられて、それが平日の自主的な活動や自主練でも生かされる場合もありますので、各地での良い取組などを横展開し、参考にしながら、地域の実情に応じて進めていければと思いますので、状況についてまた御報告させていただきながら進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

（14：32）

篠田教育長：　続きまして、先ほど公開しないで審議すると決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

【非公開議題】

第１号議案　令和８年度メイプル賞（第１回）の受賞者について

令和８年度メイプル賞（第１回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

第２号議案　広島県博物館協議会の委員の任命について

広島県博物館協議会の委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

（14：54）